

※障がい者の方は、障がい者手帳や、障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」をご提示いただければ、障がい者料金が適用されます。

## ■障がい者料金

### 1. 専用利用の場合

- ・障がい者で構成された一般の団体が、使用者の半数以上が障がい者：  
一般料金の減額（50%）
- ・使用者の半数以上が65歳以上または高校生以下：  
我孫子市体育施設使用料減額団体認定申請書を提出していただければ、65歳以上または高校生以下の料金

### 2. 個人利用の場合

メインアリーナ、サブアリーナ、武道場又はトレーニング室を個人利用する場合

- ・一般の障がい者：一般料金の減額（50%）
- ・65歳以上または高校生以下の障がい者：65歳以上または高校生以下の料金
- ・障がい者の介助者（障がい者1人につき1人とする。）：免除  
ただし、介助者の方が上記施設を利用する場合は、適用されません。